

浜松市強い農業づくり事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、消費者・実益者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制の構築を図り、産地としての持続性を確保するため、産地の状況に応じて必要となる産地基幹施設等の整備に対して、予算の範囲内において浜松市強い農業づくり事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱(平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知。)(以下「実施要綱」という。)、静岡県が定めた強い農業・担い手づくり総合支援交付金等交付要綱(以下「県要綱」という。)、浜松市補助金交付規則(昭和55年3月31日付け浜松市規則第17号。以下「規則」という。)及び、この交付要綱の定めるところによる。

なお、このうち、産地力の更なる強化を図るため、地域において中心的な役割を果たしている市内農業協同組合等が実施する、AI等の先進的な技術を導入する事業に対しては、予算の範囲内において浜松市先進技術取組加算(以下「取組加算」という。)を実施する。

(補助金の区分)

第2条 補助金の区分は次のとおりとする。

(1) 実施要綱別表1の 産地基幹施設等支援タイプのうち「産地競争力の強化」

(2) 浜松市先進技術取組加算

2 前項にかかる事業実施主体、対象経費及び補助率は別表1に掲げるとおりとする。なお、事業実施主体が市税を完納していることを交付の条件とする。

(取組加算の提案等)

第3条 取組加算を希望する者は、市長が定める時期までに次の各号に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 事業提案書(様式 - 1号)

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(取組加算の審査)

第4条 市長は、前条に基づき提案された内容について審査し、採択を決定する。

2 市長は、前項の審査を行うための審査委員会を置く。

3 審査委員会の組織及び運営については、市長が別に定める。

4 市長は審査結果について、審査結果通知書(様式 - 2号)により通知するものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者は、交付申請書(様式第1号)に次の各号の書類を添付して、市長が別に定める日までに申請しなければならない。

(1) 事業計画書(様式第2号)

(2) 収支予算書(様式第3号)

(3) 資金状況調べ(様式第4号)

(4) 市税納付・納入確認同意書(様式第5号)

- (5) 暴力団排除に関する誓約書 (様式第 6 号)
 - (6) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し
- (交付の決定及び条件)

第 6 条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請書を審査し、適当と認めるものであるとともに浜松市を管轄とする静岡県の農林事務所長により県要綱に基づいて交付の決定が認められたものについて、交付の決定をし、補助金の交付額決定通知書 (様式第 7 号) により申請者に通知するものとする。なお、当該通知書の別紙に掲げる事項を交付の条件として付するものとする。

(変更の申請)

第 7 条 申請者は、事業の変更をしようとする場合で次のいずれかに該当する場合は、変更承認申請書 (様式第 8 号) に変更事業計画書 (様式第 2 号) 及び変更収支予算書 (様式第 3 号) を添えて提出し、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業に要する事業費を変更しようとする場合 (別表 2 に掲げる変更に限る。)
- (2) 補助事業に要する経費の配分を変更しようとする場合 (別表 2 に掲げる変更に限る。)
- (3) 補助事業の内容を変更しようとする場合 (別表 2 に掲げる変更に限る。)
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(変更の承認)

第 8 条 市長は、前条による申請が適当であると認めた場合には、申請者に変更承認通知書 (様式第 9 号) として通知するものとする。

(事業遂行状況報告)

第 9 条 申請者は、補助金の交付の決定のあった日の属する年度の 1 2 月 3 1 日現在の事業遂行状況を、翌年の 1 月 2 0 日までに事業遂行状況報告書 (様式第 1 0 号) により報告しなければならない。

(実績報告)

第 1 0 条 申請者は、事業が完了したときは、規則第 1 6 条の規定による実績報告書 (様式第 1 1 号) に事業実績書 (様式第 2 号) 及び収支決算書 (様式第 3 号) を添付し、事業完了の日から起算して 3 0 日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の 3 月 3 1 日のいずれか早い日までに、市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 1 1 条 市長は、前条の報告を受けた場合はその内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の交付額確定通知書 (様式第 1 2 号) により申請者に通知するものとする。

(請求の手続き)

第 1 2 条 申請者は、前条による補助金の交付額確定通知書を受領した後 1 0 日以内に請求書 (様式第 1 3 号) を市長に提出しなければならない。

(概算払の承認申請)

第 1 3 条 申請者は、概算払の承認を申請する場合は、概算払承認申請書 (様式第 1 4 号) に資金状況調べ (様式第 4 号) を添えて市長に提出しなければならない。

(概算払の承認)

第 1 4 条 市長は、前条の申請を受けた場合は、その内容を審査し、適当であると認めた

ときは、概算払承認通知書により申請者に通知するものとする。

(概算払の請求手続き)

第15条 申請者は、前条による概算払承認通知書を受領した場合は、概算払請求書(様式第13号)を市長に提出しなければならない。

(消費税仕入控除税額等に係る取扱い)

第16条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額(以下「消費税仕入控除税額」という。)がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(2) 実績報告における仕入れに係る消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額((1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助金額から減額して報告すること。

(3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額((1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を仕入れに係る消費税仕入控除税額等報告書(様式第15号)により速やかに知事に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還しなければならないこと。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況について、当該補助金の額の確定のあった日の翌年6月20日までに、同様式により市長に報告しなければならない。

附 則

1 この要綱は、令和2年3月24日から施行し、令和2年度の予算に係る補助金について適用する。

別表1（第2条関係）

区分	事業実施主体	対象経費	補助率	上限額 1
実施要綱別表1のに基づく産地基幹施設等支援タイプのうち産地競争力の強化	実施要綱別表1の「事業実施主体」のとおり	実施要綱に基づき、産地競争力の強化に向け設定する政策目標の達成のために行う整備事業に要する経費	10分の5以内	実施要綱別記1-1第2の4の(2)の上限事業費に補助率を乗じた額
先進技術取組加算	農業協同組合、農業者の組織する団体	産地力の更なる強化を図るために実施するAI等の先進的な技術を導入する事業に要する経費	10分の1以内	5億円（複数年度に跨る事業の単年度上限額は、上限額を事業年数で按分した額とする。）

1 ただし、同一事業に対する本市以外の助成額との合計が補助対象事業費を上回らない額とする。

別表2（第7条関係）

区分	内容
事業費の増減	1 事業費の増額または20パーセントを超える減額
経費の配分	1 経費の30パーセントを超える増減 2 事業費から附帯事務費への流用 3 工事雑費以外から工事雑費への流用
事業の内容	1 事業の新設又は廃止 2 事業実施主体の変更 3 施設等の設置場所の変更

様式 - 1号 (第3条関係)

浜松市強い農業づくり事業先進技術取組加算事業提案書

1. 実施する取組の概要

--

2. 具体的な取組内容 (以下の観点に対して取組内容に期待できる効果)

(1) 新規性の有無

従来の技術と比較した先進性と優位性 (現状からどう進化しているかを踏まえ記載してください。)

--

(2) 産地競争力維持向上に対する効果

先進技術の導入により期待できる省力化・軽労化への効果

--

② 農業生産性の維持向上が期待できる効果

--

(3) 先進技術の導入により得られる作物の価値、認知度の向上、本市の農畜産物のブランド向上への効果

--

(4) 補助金の公益性

地域産業の活性化が期待できる効果

--

② 浜松市の農業産出額への効果

--

環境に配慮している点

--

様式 - 2号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

浜松市長

審 査 結 果 通 知 書

年 月 日付けで提案いただきました「浜松市強い農業づくり事業費補助金
交付要綱」(以下、「要綱」という。)に基づく「先進技術取組加算」について、
要綱第4条の規定により審査した結果を次のとおり通知します。

記

1. 事業名

2. 審査結果

先進技術取組加算の交付対象事業として
採用 ・ 不採用 と決定します。

ただし、本加算は要綱第2条第1項第1号の
交付決定がなされた場合に適用する。

3. 不採用の理由

様式第1号 (第5条関係)

浜松市強い農業づくり事業費補助金交付申請書

第 号

年 月 日

(あて先)

浜松市長

所在地

名 称

代表者 氏 名

年度において浜松市強い農業づくり事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

交付申請額

円

事業計画書(変更事業計画書、事業実績書)

1 事業の目的

2 事業の内容及び計画(又は実績)

市町名 および 地区名	事業実施 主体名	政策目的	取組名	施設の所在地	受 益		工 期		担保の状況 (金融機関名、融資名(制度、 その他)、融資を受けようと する金額、償還年数、その他)
					戸 数	面積、処理量 又は頭羽数	着工(予定) 年月日	竣工(予定) 年月日	

事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	事業量 (基数、台数、面積等)	事業費 (円)	負担区分(円)				備 考
			国、県分	市単分	自己資金	その他	
合 計							

- (注) 1 「政策目的」の欄については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱別表1の政策目的欄のうち該当する政策目的を記入すること。
- 2 「取組名」の欄については、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱別表1のメニュー欄のうち該当するメニューを記入し、併せて対象作物・畜種等名を記入すること。ただし、土地利用型作物で種子生産を対象に事業を実施する場合は、作物名の後に種子と記入すること。また、複数作物を併記できることとする。その他、作物の限定のない取組にあっては記入不要とする。
- 3 「事業内容」の欄は、強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱別表に掲げる事業の内容について記入すること。
- 4 「事業費」の欄については、事業内容欄又は事業量欄に合わせて区分できる範囲内で区分して記載すること。
- 5 「工期」の欄には、事業計画書については着工予定年月日及び竣工予定年月日を事業実績書については実際の着工年月日及び竣工年月日を記入すること。
- 6 備考欄には、仕入れに係る消費税等相当額について、これを減額した場合には「除税額 円 うち交付金 円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。
- 7 記入は1事業1葉とすること。ただし、事業が複数ある場合については、事業費、負担区分及び附帯事務費について本表に準じて合計額を別葉で記入し、仕入れに係る消費税等相当額を減額した場合には、備考欄に合計額(「除税額 円 うち交付金 円」)を記入すること。
- 8 「担保の状況」の欄については、補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合に記入することとし、その内容は、「金融機関名」、「融資名(制度・その他の別)」、「融資を受けようとする金額」、「償還年数」、「据置年数」、「その他」とする。
- 9 工事雑費については、工事雑費内訳明細書を添付すること。
- 10 変更事業計画書の場合は、変更前金額を上段括弧書きし、変更後金額を下段に、また、事業実績書にあっては、最終交付申請額を上段括弧書きし、実績金額を下段に二段書きすること。
- 11 交付決定前に着工した場合には、備考欄に着工年月日及び交付決定前着工届の文書番号を記入すること。

3 経費の配分

区 分	総事業費 a+b+c 円	補助に要す る(要した) 経費 a+b 円	負 担 区 分				備 考
			県 費 補 助 金 a		市町費 b 円	その他 c 円	
			交付金	県費			
産地競争力の強化(1 + 2)			円	円	円	円	
1 整備事業((1) + (2))							
(1)畜産事業以外							
ア 事業費							
イ 附帯事務費							
(2)畜産事業費							
ア 事業費							
イ 附帯事務費							
合 計							

(注) 変更事業計画書の場合は、変更前金額を上段括弧書きし、変更後金額を下段に、また、事業実績書にあっては、最終交付申請額を上段括弧書きし、実績金額を下段に二段書きで記入すること。

4 事業完了予定(又は完了) 年 月 日

(注) 「事業完了予定(又は完了)年月日」は、間接補助事業において事業実施主体に対して施工業者等から補助対象施設の引渡しが完了した年月日又は補助事業において債務が確定した年月日のいずれか遅い日を記載すること。

工事雑費内訳明細書

政策目的 (メニュー)	事業主体	工種又は 施設区分	工事雑費	うち旅費	うち食糧費
			円	円	円
				内訳	内訳
				会議出席	会議費
				回数 回	回数 回
				人数 人	人数 人
				指導	説明会
				回数 回	回数 回
				人数 人	人数 人

- (注) 1 政策目的(メニュー)、事業主体、工種又は施設区分ごとに記入すること。
- 2 変更収支予算書の場合は、変更前金額を上段括弧書きし、変更金額を下段に、また収支決算書にあっては、決算額を左欄に、最終の予算額を右欄に記載すること。

様式第3号 (第5条・第7条・第10条関係)

収支予算書(変更収支予算書、収支決算書)

1 収入の部

区 分	本年度予算額 (変更予算額) (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
1 市費補助金	円	円	円	円	
(1) 国庫交付金相当額					
(2) 県単独補助金額					
(3) 市単独補助金額					
2 その他					
合 計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額 (変更予算額) (本年度決算額)	前年度予算額 (予 算 額)	比 較		備 考
			増	減	
1 整備事業	円	円	円	円	
(1) 事業費					
(2) 附帯事務費					
合 計					

(注) 変更収支予算書が提出・承認された事業の収支決算書の場合は、(予算額)欄に変更前の予算額を上段に括弧書きし、変更後の予算額を下段に記入すること。

様式第4号 (第5条・第13条関係)

資金状況調べ

区分 月別	収 入				支 出				差引 残高
				計				計	
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
月									
計									

(注) 未経過の月分については、見込額を計上すること。

様式第5号 (第5条関係)

市税納付・納入確認同意書

年 月 日

(あて先) 浜松市長
(取扱い 農業振興課)

補助金交付申請者

住 所

氏 名

_____ 印

明・大・昭・平・令 年 月 日 生

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市強い農業づくり事業費補助金交付要綱第2条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付及び納入状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市強い農業づくり事業費補助金

様式第6号(第5条関係)

暴力団排除に関する誓約書

浜松市強い農業づくり事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。
また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - 暴力団(浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)
 - 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
 - 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体

年 月 日

浜松市長あて

(誓約者)

住所(所在地)

氏名(名称及び代表者氏名)

印

【交付の条件】

- 1 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）強い農業・担い手づくり総合支援交付金交付要綱（平成31年4月1日付け30生産第2226号農林水産事務次官依命通知）強い農業・担い手づくり総合支援交付金実施要綱（平成31年4月1日付け30生産第2218号農林水産事務次官依命通知）強い農業・担い手づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプの交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて（平成31年4月1日付け30食産第5395号30生産第2220号30政統第2193号農林水産省食料産業局長及び農林水産省生産局長及び農林水産省政策統括官通知）静岡県が定めた強い農業・担い手づくり総合支援交付金等交付要綱（令和元年5月20日付け農戦第83号経済産業部長通知）及び強い農業・担い手づくり総合支援交付金等事業取扱要領（令和元年5月20日付け農戦第84号経済産業部長通知）浜松市補助金等交付規則、浜松市強い農業づくり事業費補助金交付要綱を遵守すること。
- 2 補助事業者は、補助事業に要する経費の配分の変更、補助事業の内容の変更及び補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- 4 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（1件当たりの取得価格が、50万円未満の機械及び器具を除く。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が交付申請書に記載してある場合は、次の条件により市長の承認を受けたものとする。

 - （1）担保権が実行される場合は、残存簿価又は時価評価額のいずれか高い金額に国庫補助率を乗じた額を納付すること。
 - （2）本来の補助目的の遂行に影響を及ぼさないこと。
- 5 前号により市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。この条件に違反したときには、補助金の全部又は

一部を返還させることがある。

- 6 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。この場合において、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で前々号に規定する処分制限期間を経過しないものにあつては、財産管理台帳(様式第16号)その他関係書類を整理、保管しなければならないこと。

なお、補助事業者は、財産管理台帳(様式第16号)の写しを実績報告書に添付しなければならない。

- 7 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかななければならない。

ただし、補助事業により取得し又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、別に定める財産管理台帳及びその他関係書類を整備保存しなければならない。

- 8 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付すること。

- 9 規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付すること。

- 10 補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

- 11 事業実施主体が市税納付義務を有する場合、市税を完納していること。

- 12 事業実施主体は、事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約とすることができる。

- 13 事業実施主体は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、書面により農林水産省の機関から指名停止の措置等を受けていない旨の申立書に加え、会計検査院の不当事項として指摘された工事等に関与していない旨の申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

様式第8号（第7条関係）

変更承認申請書

第 号
年 月 日

（あて先）
浜松市長

所在地
名称
代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた浜松市強い農業
づくり事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 計画変更の理由
- 2 変更の内容

様式第9号（第8条関係）

（2．第7条（4）に基づく申請の場合）

変更承認通知書

第 号
年 月 日

事業実施主体名

代表者 氏 名 様

浜松市長 氏 名

年 月 日付け 第 号において変更承認申請のあった浜松市強い農業づくり
事業費補助金について計画の中止（廃止）を下記のとおり承認する。

記

中止（廃止）に伴う経費の配分の内容

中止（廃止）申請額 円

様式第10号 (第9条関係)

事業遂行状況報告書

第 号
年 月 日

(あて先)
浜松市長

所在地
名称
代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた浜松市強い農業づくり事業に係る遂行状況を下記のとおり報告します。

記

政策目的	取組名	整備事業・推進事業の別	総事業費	事業の遂行状況				備考
				12月31日までに完了したもの		1月1日以降に実施するもの		
				事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
			円	円	%	円		

- (注) 1 事業毎に記入すること。
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

様式第11号（第10条関係）

実績報告書

第 号
年 月 日

（あて先）
浜松市長

所在地
名称
代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた浜松市強い農業
づくり事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

様式第13号 (第12条・第15条関係)

請求書(概算払請求書)

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金交付の確定(概算払承認)を受けた浜松市強い農業づくり事業費補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

(あて先)
浜松市長

所在地
名称
代表者 氏 名

口座振替先金融機関名

口座種別

口座番号

口座名

様式第14号（第13条関係）

概算払承認申請書

（あて先）
浜松市長

所在地
名称
代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金変更交付の決定を受けた浜松市強い
農業づくり事業費補助金の概算払をされたく申請いたします。

記

- 1 概算払を必要とする理由
- 2 概算払を必要とする金額
- 3 概算払を必要とする時期

様式第 15 号 (第 16 条関係)

消費税仕入控除税額等報告書

第 号
年 月 日

(あて先)
浜松市長

所在地
名 称
代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた浜松市強い農業
づくり事業の補助金について、浜松市強い農業づくり事業費補助金交付要綱
第 16 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

- | | | |
|------------------------------------|---|---|
| 1 補助金の確定額 | 金 | 円 |
| (年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | | |
| 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3 の額から 2 の額を差し引いた額) | 金 | 円 |

(注)記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合はすべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表 2 「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3 の金額の積算内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・間接補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

[]

(注)消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

[]

(注)記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお間接補助事業者が法人格を有しない組合等の場合はすべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税(個人事業者の場合は所得税) 確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの) 及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書(簡易課税用) の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・間接補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

様式第16号

財産管理台帳

事業実施主体名 _____

地区名		地区		事業実施年度		平成 年度		農林水産省所管 交付金名										
政策 目的	事業の内容					工期		経費の配分					処分制限期間		処分の状況		摘要	
	政策目標 (メニュー)	名称	工種構造 施設区分 (主な素材 等含む)	施工箇所 又は 設置場所	事業量 (数量)	着工 年月日	竣工 年月日 (取得日)	総事業費 (取得金額)	負担区分				耐用 年数	処分 年月日	承認 年月日	処分の 内容		
									交付金	県費	市町費	その他						
								円	円	円	円	円						
合計																		

- (注) 1 本様式は、補助事業により財産を取得、又は財産の効用が増加した場合に作成すること。
 2 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 3 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 4 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 5 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。